

議発第3号

掛川市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

上記の議案を裏面のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

令和2年6月10日提出

提出者

掛川市議会議員

大石 勇

鈴木 久裕

藤原 正光

嶺岡 慎悟

松本 均

鷲山 喜久

山本 行男

寺田 幸弘

藤澤 恭子

榛村 航一

窪野 愛子

小沼 秀朗

草賀 章吉

勝川 志保子

富田 まゆみ

松浦 昌巳

山本 裕三

二村 禮一

鈴木 正治

掛川市議会議員の期末手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、財政の状況を考慮し、掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号。以下「議員報酬条例」という。）に基づいて支給する期末手当の額の減額のための特例を定めるものとする。

(期末手当の額の特例)

第2条 掛川市議会の議員が議員報酬条例第6条の規定に基づいて支給されるべき令和2年6月に支給する期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条第2項に規定する額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。